

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成19年3月31日財関第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、平成21年7月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成21年法律第14号）附則第2条の規定により同法第2条の規定による改正後の関税法第67条の13第2項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、平成21年7月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p>なお、この通達の実施前に、関税定率法等の一部を改正する法律（平成21年法律第14号）附則第2条の規定により同法第2条の規定による改正後の関税法第67条の13第2項の規定に基づく認定の申請があった場合には、当該申請に係る審査は、この通達の規定により行うこととするので留意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
1 定義	1 定義
この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。	この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。
(1)～(14) (省略)	(1)～(14) (同左)
(15) 「他法令の遵守規則」とは、規則 第1条の3第1号ハ若しくは第2号ハ、第4条の5第1号ハ若しくは第2号ハ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号ハ若しくは第2号ハ、第8条の3第1号ハ若しくは第2号ハ、第8条の5第1号ハ若しくは第2号ハ又は第9条の8第1号ハ若しくは第2号ハに規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。	(15) 「他法令の遵守規則」とは、規則 第1条の2第1号ハ若しくは第2号ハ、第4条の5第1号ハ若しくは第2号ハ（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号ハ若しくは第2号ハ、第8条の3第1号ハ若しくは第2号ハ、第8条の5第1号ハ若しくは第2号ハ又は第9条の8第1号ハ若しくは第2号ハに規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。
(16) 「財務状況」とは、規則 第1条の3第1号ト若しくは第2号ト、第4条の5第1号ト若しくは第2号ト（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号ト若しくは第2号ト、第8条の3第1号ト若しくは第2号ト、第8条の5第1号ヘ若しくは第2号ヘ又は第9条の8第1号ト若しくは第2号トに規定する財務の状況をいう。	(16) 「財務状況」とは、規則 第1条の2第1号ト若しくは第2号ト、第4条の5第1号ト若しくは第2号ト（規則第4条の11において準用する場合を含む。）、第7条の4第1号ト若しくは第2号ト、第8条の3第1号ト若しくは第2号ト、第8条の5第1号ヘ若しくは第2号ヘ又は第9条の8第1号ト若しくは第2号トに規定する財務の状況をいう。
2 (省略)	2 (同左)
3 業務遂行能力等に関する審査	3 業務遂行能力等に関する審査
特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第	特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成19年3月31日財閥第418号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3号口並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。)に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合 申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法 <u>第67条の3第4項</u> に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。 なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p> <p>②～④（省略） (2) （省略）</p>	<p>3号口並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。)に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力 申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合 申請者（認定製造者の認定の申請にあっては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法 <u>第67条の3第2項</u> に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。 なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通關業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通關業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p> <p>②～④（同左） (2) （同左）</p>
<p>4 法令遵守規則等に関する審査</p> <p>申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第7条の5第3号、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第3号、法第67条の6第3号、法第67条の13第3項第2号ハ又は法第79条第3項第3号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合 ① 法令遵守規則等に規則 <u>第1条の3</u>、規則第8条の3又は規則第8条の5に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続等を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙1により審査する。</p>	<p>4 法令遵守規則等に関する審査</p> <p>申請者が定めていることとされる法令遵守規則等（法第7条の5第3号、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第3号、法第67条の6第3号、法第67条の13第3項第2号ハ又は法第79条第3項第3号に規定する規則をいう。以下同じ。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合 ① 法令遵守規則等に規則 <u>第1条の2</u>、規則第8条の3又は規則第8条の5に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手續等を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙1により審査する。</p>

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成 19 年 3 月 31 日財閣第 418 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
<p>②～④ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5 及び 6 (省略)</p>	<p>②～④ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>5 及び 6 (同左)</p>		
<p>別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (省略) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p> </td> </tr> </table>	<p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (省略) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p>	<p>別紙 1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (同左) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p> </td> </tr> </table>	<p>①～② (同左)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (同左) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p>
<p>①～② (省略)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (省略) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p>			
<p>①～② (同左)</p> <p>③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。） ロ及びハ (同左)</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者 ホ (同左) (注 1) 上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定</p>			

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成 19 年 3 月 31 日財閥第 418 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>する部門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。</p> <p>(注 2) (省略)</p> <p>④及び⑤ (省略)</p>	<p>する部門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。</p> <p>(注 2) (同左)</p> <p>④及び⑤ (同左)</p>																								
2~13 (省略)	2~13 (同左)																								
[別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート	[別紙様式 1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート																								
<input type="checkbox"/> 特例輸入者 <input type="checkbox"/> 特定輸出者 <input type="checkbox"/> 認定製造者	<input type="checkbox"/> 特例輸入者 <input type="checkbox"/> 特定輸出者 <input type="checkbox"/> 認定製造者																								
1 体制整備等に関する基本的事項	1 体制整備等に関する基本的事項																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">No</th> <th style="text-align: center; width: 35%;">審査事項</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">自己評価及び実施内容(実施状況)等</th> <th style="text-align: center; width: 20%;">税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①及び②</td><td>(省略)</td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td><td>法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ</td><td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO </td><td style="text-align: center;"></td></tr> </tbody> </table>	No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄	①及び②	(省略)			③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ	<input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">No</th> <th style="text-align: center; width: 35%;">審査事項</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">自己評価及び実施内容(実施状況)等</th> <th style="text-align: center; width: 20%;">税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①及び②</td><td>(同左)</td><td style="text-align: center;"></td><td style="text-align: center;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td><td>法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ</td><td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO </td><td style="text-align: center;"></td></tr> </tbody> </table>	No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄	①及び②	(同左)			③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ	<input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO	
No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄																						
①及び②	(省略)																								
③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ	<input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO																							
No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄																						
①及び②	(同左)																								
③	法令遵守のために必要な体制(担当部門、責任者)が明記されているか。 イ 特例輸入者が定める法令遵守規則にあ	<input type="checkbox"/> Y E S <input type="checkbox"/> NO																							

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前				
	<p>っては、規則 <u>第 1 条</u> <u>の 3</u>第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。）</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 3</u>第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ （省略）</p> <p>（注 1）上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 3</u>第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 3</u>第 1 号</p>				<p>っては、規則 <u>第 1 条</u> <u>の 2</u>第 1 号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 2 号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注 1）において同じ。）</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>ニ 特定事業部門による利用の場合であって、特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則 <u>第 1 条の 2</u>第 1 号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>ホ （同左）</p> <p>（注 1）上記イ及びロにおいては、規則 <u>第 1 条の 2</u>第 1 号イ(1)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(1)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則 <u>第 1 条の 2</u>第 1 号</p>			

新旧対照表
【特例輸入者の承認要件等の実施要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前					
		イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 3</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。 (注 2) (省略)					イ(5)、規則第 8 条の 3 第 1 号イ(4)又は規則第 8 条の 5 第 1 号イ(3)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則 <u>第 1 条の 2</u> 第 1 号イ(2)から(4)まで、第 8 条の 3 第 1 号イ(2)及び(3)又は第 8 条の 5 第 1 号イ(2)に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則等に明記される必要がある。 (注 2) (同左)			
④及び⑤	(省略)				④及び⑤	(同左)				
2~13 (省略)					2~13 (同左)					